

処遇改善に関する具体的な取り組み

・ 特定加算 処遇改善に向けた取り組みの見える化

・介護職員の処遇改善につきましては、令和元年（2019年）10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても加算算定を行っております。当該加算を受けるためには以下の要件を満たしている必要があります。

<介護職員等特定処遇改善加算の算定要件>

1. 現行の処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）を取得していること。
2. 介護職員処遇改善加算の職場環境要件に関し、複数の取り組みを行っていること。
3. 介護職員処遇改善加算に基づく取り組みについてホームページの掲載等を通じた「見える化」を行っていること。

※ 3の「見える化」要件とは、新加算の取得状況や賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を、介護サービス情報公表制度や自社のホームページを活用して、外部から見える形で公表することです。

以上の要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取り組み（賃金以外）について、以下のとおり公表いたします。

・当法人における処遇改善に関する具体的な取り組み(賃金以外)

区分	職場環境要件項目	当法人としての取り組み
入職促進に向けた取り組み	法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化	OJT 資料を基にオリエンテーションを行い、経営理念やケア方針を共に確認しております。また先輩職員が同行出来るよう勤務を調整し作成しております。
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等	職員の資格取得、研修受講を積極的に推奨し、その受講料や研修費等の一部補助を行っております。介護職員実務者研修をはじめその他の研修等では、勤務シフトを考慮し職員が資格取得、研修や講習を受けやすい環境を整えています。資格取得者に対して、給与や昇給等の処遇面で評価しております。
両立支援・多様な働き方の推進	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備	産前産後休暇または育児休暇や介護休暇及び短時間勤務の制度も行っています。また、育児休暇後の家庭環境に応じた時短勤務や配属場所の変更を職員の希望に沿った形で対応しております。計画的に有給休暇が取得出来る様、勤務シフトの作成を行っております。
腰痛を含む心身の健康管理	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備	介護技術・安全管理委員会を設置し月 1 回定期的に開催。各種事故対応マニュアルや BCP 等を整備し、ヒヤリハットや事故報告書等を活用して、出来事を分析、再発防止に努めております。マニュアルの活用により全職員が不安なく安心して速やかに事故等に対応できるように取り組んでいます。
生産性向上のための業務改善の取り組み	5S 活動（業務管理の手法の 1 つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備	月 1 回の業務改善委員会等で意見を出し合い、各事業所で実践し翌月にはその効果や成果を確認し合っております。またチェック表を用いて第 3 者が 5S 活動を評価する体制を設けております。
やりがい・働きがいの醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善	各事業所で定例会議・研修を行い必要な情報の共有を図っております。また各事業所、各委員会等にてミーティングを通し、職場内コミュニケーションを円滑に図れるよう取り組んでいます。